

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十八号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成十五年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第二条第一項中「百分の二十」を「百分の十」に、「百分の十五」を「百分の五」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「百分の十四」を「百分の四」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中「百分の十五」を「百分の五」に改め、同条第二項を削る。

第五条第一項第一号中「百分の九・七七」を「百分の三」に改め、同項第二号中「百分の七・七七」を「百分の二」に改め、同項第三号中「百分の四・七七」を「百分の〇・五」に改め、同条第三項中「百分の十」を「特定割合」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第六条の見出し中「任期付職員」を「特定任期付職員」に改め、同条第一項第一号中「百分の九・七七」を「百分の三」に改め、同項第二号中「一号給から四号給まで」を「三号給又は四号給」に、「百分の七・七七」を「百分の二」に改め、同条第二項を削る。

第六条の二を削る。

第七条の見出し中「任期付研究員」を「第一号任期付研究員」に改め、同条第一項第一号中「百分の九・七七」を「百分の三」に改め、同項第二号中「一号給から三号給まで」を「三号給」に、「百分の七・七七」を「百分の二」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

別表第一行政職給料表の項中「七級」を「八級」に改め、同表公安職給料表の項中「八級以上」を「九級」に改め、同表教育職給料表(一)の項中「職員」の下に「のうち職員給与条例第十九条第五項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（以下「役職加算割合」という。）が百分の二十であるもの」を加え、同表研究職給料表の項を削り、同表医療職給料表(一)の項中「三級以上である職員」を「四級で

ある職員のうち役職加算割合が百分の二十であるもの」に改め、同表医療職給料表(三)の項を削る。

別表第二行政職給料表の項中「三級から六級まで」を「六級又は七級」に改め、同表公安職給料表の項中「四級から七級まで」を「七級又は八級」に改め、同表教育職給料表(一)の項中「二級又は三級である職員」を「四級である職員(別表第一に定める職員を除く。)」に改め、同表教育職給料表(二)の項中「一級から四級までである職員(職員給与条例第十九条第五項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算される職員(以下「役職加算対象職員」という。))に限る。」「を「四級である職員」に改め、同表教育職給料表(三)の項中「一級から四級までである職員(役職加算対象職員に限る。))」を「四級である職員」に改め、同表研究職給料表の項中「三級又は四級」を「四級である職員のうち役職加算割合が百分の十五であるもの又は五級」に改め、同表医療職給料表(一)の項中「二級である職員」を「四級である職員(別表第一に定める職員を除く。))」に改め、同表医療職給料表(二)の項中「三級から七級まで」を「六級である職員のうち役職加算割合が百分の十五であるもの又は七級」に改め、同表医療職給料表(三)の項中「三級から六級まで」を「五級である職員のうち役職加算割合が百分の十五であるもの又は六級以上」に改め、同表福祉職給料表の項中「二級から五級まで」を「五級」に改める。

別表第三行政職給料表の項中「一級又は二級である職員」を「五級である職員のうち職員給与条例第十七条第一項に規定する職員(同項の人事委員会規則で定める基準において当該職員が占める職に係る区分が七種又は八種であるものを除く。以下この表において「特定管理職員」という。))であるもの」に改め、同表公安職給料表の項中「一級から三級までである職員」を「六級である職員のうち特定管理職員であるもの」に改め、同表教育職給料表(一)の項中「一級である職員」を「三級である職員のうち特定管理職員であるもの」に改め、同表教育職給料表(二)の項及び教育職給料表(三)の項中「一級又は二級である職員(別表第二に定める職員を除く。))」を「三級である職員のうち特定管理職員であるもの」に改め、同表教育職給料表(四)の項中「一級又は二級である職員」を「二級である職員のうち特定管理職員であるもの」に改め、同表研究職給料表の項中「一級又は二級である職員」を「三級又は四級である職員のうち特定管理職員であるもの(別表第二に定める職員を除く。))」に改め、同表医療職給料表(一)の項中「一級である職員」を「二級又は三級である職員のうち特定管理職員であるもの」に改め、同表医療職

給料表(二)の項中「一級又は二級である職員」を「五級又は六級である職員のうち特定管理職員であるもの(別表第二に定める職員を除く。)」に改め、同表医療職給料表(三)の項中「一級又は二級である職員」を「五級である職員のうち特定管理職員であるもの(別表第二に定める職員を除く。)」に改め、同表福祉職給料表の項中「一級である職員」を「四級である職員のうち特定管理職員であるもの」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。